

令和6年度から  
広告スペースが増えました！

# 『広報葉山』

## 広告掲載のご案内



三浦半島嘉山農園の  
完熟いちごを  
使用しました

いちご大福

葉山菓子舗本店  
葉山日影茶屋 046-875-9110  
他の店舗のご案内はこちら

HAYAMA MAHOROBA ANIMAL HOSPITAL

大切なご家族の健康を守ります！  
秋の定期検診 受付中

TEL: 046 887 0100

どれみょうりん

TEL: 075-3356 葉山町一色 1602-1  
www.doremi.ed.jp

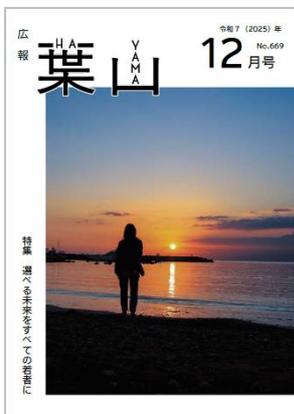
司法書士・行政書士・AFP・宅建建物取引士  
はやま司法書士・行政書士事務所

相続 不動産登記 商業登記 後見  
遺産相続・相続登記・相続対策・遺言・相続放棄など  
相続に関することすべて  
専門にお任せください

TEL: 046-890-6397  
葉山町電話1177-66 (FAXあり)  
https://hayamagoffice.com

広報葉山1月号(令和8年1月1日発行) 編集:葉山町政策課 ※広報紙は、FSC森林認証紙を使用しています。  
次回2月号の配布期間は、令和8年1月30日から令和8年2月3日までです。

## 1. 広報葉山とは



『広報葉山』には、町からのお知らせやイベント情報などを掲載しています。サイズはA4、32ページのフルカラーです。発行は毎月1日、15,600部を各世帯へ全戸配布しています。平成25年度から12年連続で「神奈川県広報コンクール」に入選し、うち9回ほど最優秀賞を受賞しています。また、平成28年度・30年度・令和2年度には、全国広報コンクールにも入選しており、令和3年度には総務大臣賞受賞するなど「読みやすく、親しみやすい広報紙づくり」を目指しています。

## 2. 広告スペース

広告を掲載できるのは、裏表紙及び中ページです。掲載箇所はお選びいただけませんが、できるだけ多くの広告を裏表紙に掲載できるよう、毎号調整します。

## 3. 掲載料（令和8年度より改定します）

- ・ A4の2分の1（縦12.8㌘×横18㌘） — 120,000円／1か月
- ・ A4の4分の1（縦12.8㌘×横8.8㌘） — 60,000円／1か月
- ・ A4の8分の1（縦6.3㌘×横8.8㌘） — 30,000円／1か月

※町商工会員、年間申込みの方（5月号～4月号）は次のとおり掲載料2割引になります。

- ・ A4の2分の1（縦12.8㌘×横18㌘） — 96,000円／1か月
- ・ A4の4分の1（縦12.8㌘×横8.8㌘） — 48,000円／1か月
- ・ A4の8分の1（縦6.3㌘×横8.8㌘） — 24,000円／1か月

## 4. 募集期間

### 【年間申込み（令和8月5月号～令和9年4月号）】

3月2日（月）8時30分～3月13日（金）17時

※期日以前の受付はいたしません。期間外のものは無効とします。

※先着順で、枠が埋まり次第、募集を終了します。

### 【その他】

3月16日（月）から掲載希望号前月10日（閉庁日の場合は前開庁日）まで  
（5月号の場合は、3月16日～4月10日）

## 5. 申込み（原則、先着順となります）

次のものをメールか郵送、持参により政策課までご提出ください。

- (1) 申込書（一般用／葉山町商工会員用）
- (2) 会社等の事業内容がわかるもの（会社案内、パンフレット等）
- (3) 納税がわかるもの（法人税等の納税証明書の写しなど）
- (4) 資格や免許を必要とする業種は、その資格等の写し
- (5) 原稿（ワードやエクセル、イラストレーター等で作成したデジタルデータをメールでお送りください。手書きの原稿をお持込みいただくこともできます）

※直近5年以内に掲載したことがある場合、(2)(3)(4)は省略できます。

## 6. 審査及び掲載の決定

葉山町広告掲載基準（平成18年3月31日制定・町HPに掲載）によって審査した後、広告の規格の大きいものを優先し、同一の大きさであれば申込み順とします。なお、広告結果の可否を決定したときは、広告主に結果を通知します。

※掲載することができないと規定するもの及び町民に誤解を与える恐れがあると判断したものについては、広告主に対して広告内容の修正をしていただきます。

## 7. 掲載料の支払い

掲載許可通知に同封されている納付書に従って、金融機関で納入してください。納入期限の目安は、発行日の約5日前です。

2か月分以上お申込みいただいた場合には、分割して納入することもできます。お申込み時にお知らせください。

## 8. その他

広告スペース欄外には、「広告主及び広告内容については、葉山町が推奨するものではありません。なお、広告内容に関する質問などにつきましては、広告主に直接お問い合わせください。」といった内容の文章を入れます。

## 9. 問合せ

葉山町政策財政部政策課秘書広報係

☎046-876-1111（内線333） ☒hisyo-koho@hayama.kanagawa.jp